

平成 27 年 12 月 22 日

売渡株主及び売渡株式の登録株式質権者各位

大阪市城東区諏訪三丁目 3 番 21 号
株式会社ハナテン
代表取締役社長 米倉 晃起

株式等売渡請求の承認に関する公告

当社は、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。）第 179 条第 1 項に規定する特別支配株主である株式会社ビッグモーター（以下「ビッグモーター」といいます。）から、同法第 179 条の 3 第 1 項の規定による請求（以下「株式等売渡請求」といいます。）の通知を受け、平成 27 年 12 月 21 日開催の取締役会において、当該株式等売渡請求を承認することを決議いたしましたので、会社法第 179 条の 4 第 1 項及び社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）第 161 条第 2 項の規定により公告いたします。

記

1. 特別支配株主の氏名又は名称及び住所

名称 株式会社ビッグモーター
住所 山口県岩国市川西三丁目 7 番 12 号

2. 株式等売渡請求により売渡株主に対して売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項

ビッグモーターは、売渡株主に対し、売渡株式の対価（以下「本売渡対価」といいます。）として、その有する売渡株式 1 株につき 540 円の割合をもって金銭を割当交付します。

3. 特別支配株主が売渡株式を取得する日

平成 28 年 1 月 26 日

4. 株式等売渡請求に係る取引条件

本売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された売渡株主の住所又は売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。但し、当該方法

による交付ができなかった場合には、当社の本店所在地にて当社が指定した方法により（本売渡対価の交付についてビッグモーターが指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）、当該売渡株主に対する本売渡対価を支払うものとしします。

以上

公告の中断についての追加公告

1. 公告中断日時

平成 27 年 12 月 22 日午前 10 時 12 分から午前 11 時 00 分まで

2. 公告中断事由

公告掲載期間において、サーバーのメンテナンスのため公告の中断が生じました。

以上